

令和3年度 補助金等交付一覧表(当初)

(単位:千円)

| 補助金等の名称 | 補助金等の概要 | 交付先 | 予算額 決算額 | 所管課 |
|-----------------------------|--|--|------------|-------|
| 佐渡市姉妹都市等交流事業補助金交付要綱 | 本市の市民団体が、市と提携する姉妹都市等との交流事業を積極的に行なうことで、友好関係の発展に寄与するため、姉妹都市等交流事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。 | 市民団体等 | 2,100 | 総務課 |
| 佐渡市地域活動団体等交流事業補助金交付要綱 | 本市の地域活動団体と市外の地域活動団体との継続性のある交流を支援することで交流人口の拡大を推進し、地域の活力向上に寄与するため、地域活動団体等の交流事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。 | 地域活動団体等 | 1,000 | |
| 佐渡市自主防災組織育成補助金交付要綱 | 市内の地域防災力の向上のため自主防災組織が行なう事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。 | 自主防災組織 | 500 | 防災管財課 |
| 佐渡市交通安全対策事業補助金交付要綱 | 市内の交通安全確保並びに交通の円滑化及び能率化を推進するため、市長が認める団体が交通安全対策事業を行う場合に要する経費に対し補助金を交付する。 | (一財)佐渡地区交通安全協会 | 1,302 | |
| 佐渡市地域防災リーダー育成補助金交付要綱 | 地域防災リーダーを養成するため、自主防災組織や町内会から推薦を受けた者が防災士の資格を取得する際に必要な費用の一部を助成する。 | 防災士資格取得者 | 120 | |
| 佐渡市蓄電設備設置費補助金交付要綱 | 持続可能な社会形成の促進及び当市に合致した安定かつ持続的・自立的な再生可能エネルギーの導入に向け、市内に導入されている太陽光発電設備を有効活用し、災害時も含めた自立的な電力の確保を図るため、住宅用蓄電池を設置する者に対して補助金を交付する。 | 住宅用蓄電池新規設置者 | 2,100 | 企画課 |
| 佐渡市電気自動車等用V2H充電設備設置費補助金交付要綱 | 持続可能な循環型社会の実現に向けて、災害時等における電源を確保し、また電気自動車の普及により二酸化炭素排出を抑制するとともに、将来的な電力供給の調整を図るため、電気自動車等用V2H充電設備を設置する者に対し補助金を交付する。 | V2H充電設備新規設置者 | 750 | |
| 佐渡市消費者団体活動事業補助金交付要綱 | 消費生活の安定及び安全を確保して、市民の自主的な消費者活動を促進するため、消費生活の質及び消費者意識の向上を図る市内の消費者団体が実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。 | 消費者団体 | 244 | 市民生活課 |
| 佐渡人権擁護委員協議会補助金交付要綱 | 自由人権思想の普及啓発及び人権擁護に寄与することを目的として、基本的人権を擁護して、市民の自由人権思想の普及効用を促進するため、人権擁護委員法第16条第1項の規定に基づき組織された佐渡人権擁護委員協議会が実施する事業に要する経費に対し補助金を交付する。 | 佐渡人権擁護委員協議会 | 300 | |
| 佐渡市予防接種費用助成金交付要綱 | 予防接種法に基づく予防接種を受ける市民が、やむを得ない事情により、新潟県外において当該予防接種を受ける際の費用に対して助成金を交付する。 | 予防接種法に基づく予防接種を受ける市民 | 548 | |
| 佐渡市インフルエンザワクチン接種費用補助金交付要綱 | インフルエンザワクチン接種に要する保護者の経済的負担を軽減し、ワクチン接種の促進により小児のインフルエンザ感染による重症化の防止を図ることを目的として、ワクチン接種に要する経費に対して助成金を交付する。 | インフルエンザワクチン接種を受ける保護者 | 21,360 | |
| 佐渡市風しんワクチン接種費用助成金交付要綱 | 風しんワクチン接種に要する接種者の経済的負担を軽減し、ワクチン接種の促進により妊娠中の風しん感染予防及び新生児の先天性風しん症候群の発症を防ぎ、安心して子供を産み育てる環境を整えることを目的として、ワクチン接種に要する経費に対して助成金を交付する。 | 風しんワクチン接種に要する接種者 | 140 | |
| 佐渡市特定不妊治療費助成事業実施要綱 | 妊娠を望む夫婦に対し、特定不妊治療に伴う経済的負担の軽減を図るために、特定不妊治療に要する費用として補助金を交付する。 | 市内在住の妊娠を望む夫婦 | 2,608 | |
| 佐渡市妊産婦及び乳幼児健康診査実施要綱 | 母子保健法第12条及び第13条の規定に基づき、妊産婦及び乳幼児の健康診査を実施することにより、妊産婦及び乳幼児の健康保持及び増進並びに異常の早期発見及び早期治療を図り、もって地域の母子保健衛生を向上させることを目的とする。 | 市内在住の妊産婦及び乳幼児 | 1,325 | |
| 佐渡市温泉回数券販売促進事業補助金交付要綱 | 市民の健康増進及び市民の福祉の向上に資するとともに、温泉施設等の利用を促進することを目的とし、温泉回数券の販売額に対して補助金を交付する。 | 温泉事業を行う事業者で、市から温泉施設を借り受け、その管理運営を実施するもの | 7,407 | |

令和3年度 補助金等交付一覧表(当初)

(単位:千円)

| 補助金等の名称 | 補助金等の概要 | 交付先 | 予算額 決算額 | 所管課 |
|----------------------------|---|--|------------|-------|
| 佐渡市温泉入浴送迎支援事業補助金交付要綱 | 温泉等入浴の利用者の利便性、市民の入浴の機会及び外出の機会を向上させることにより、市民の健康増進を図るために、温泉入浴事業を行っている事業者が行う送迎活動に係る経費に対し、補助金を交付する。 | 温泉事業を行う事業者で、市から温泉施設を借り受け、その管理運営を実施するもの | 1,112 | 市民生活課 |
| 佐渡市高齢者向け入浴支援事業補助金交付要綱 | 温泉等入浴施設が、入浴の利用が多い65歳以上の高齢者の経済的負担を軽減することで、健康増進及び外出の機会の向上につなげるとともに、入浴施設の利用を促進するために実施するスタンプカードでの割引のための経費に対し、補助金を交付する。 | 市内で公衆浴場法の適用を受ける一般公衆浴場その他公衆浴場を営んでいる事業者 | 5,638 | |
| 佐渡市温泉等入浴施設燃料費高騰対策事業補助金交付要綱 | 原油等価格高騰による各種経費の増加等によって生じる温泉等入浴施設への影響を軽減し、経営の安定と利用者へのサービス水準の維持を図るため、市が無償で貸し付けた新穂湯上温泉、畠野温泉松泉閣、羽茂温泉クアテルメ佐渡を管理運営する事業者に対し燃料の購入量に応じて補助金を交付する。 | NPO法人おけさ福祉会、㈲クリエイトはもち合同会社湯らく | 0 | |
| 佐渡市妊産婦医療費助成事業実施要綱 | 妊娠婦が負担する医療費を助成することにより、妊産婦の疾病的早期発見と早期治療を促進し、母性的保護と胎児の健全育成に資することを目的として、妊産婦が医療機関受診に要する経費に対して助成金を交付する。 | 市内在住妊産婦 (市町村民税非課税世帯) | 38 | |
| 佐渡市温泉利用健康増進事業補助金交付要綱 | 市の温泉施設等を会場にして市民の健康増進に資するイベントが実施された際、実施団体が支払う会場使用料を無料にし、参加者の入浴料を半額に割り引く。会場使用料、事業者が割り引いた入浴料金及び事業者が事業主体となったイベントの経費に対し補助金を交付する。 | 温泉事業を行う事業者で、市から温泉施設を借り受け、その管理運営を実施するもの | 7,425 | |
| 佐渡市相川地区入浴施設確保対策事業補助金交付要綱 | 民間譲渡したワイドブルーが経営再開を断念したことから、ワイドブルーの代替となる入浴サービスを市民に提供するため、相川地区内の日帰り入浴提供施設を利用する佐渡市民を対象に、ワイドブルー営業時と同額で日帰り入浴できるよう補助する。 | 市内相川地区で公衆浴場法の適用を受ける一般公衆浴場その他公衆浴場を営んでいる事業者 | 2,400 | |
| 佐渡市公的病院運営費補助金交付要綱 | 市内の医療体制を確保することを目的に、公益法人等が開設した病院の運営事業に要する経費について、当該年度の医業利益が損失となる場合に補助金を交付する。 | 佐渡総合病院 | 99,000 | |
| 佐渡市有床診療所運営費補助金交付要綱 | 市内の医療体制を確保することを目的に、公益法人等が開設した診療所の運営事業に要する経費について、当該年度の医業利益が損失となる場合に補助金を交付する。 | 南佐渡地域医療センター | 47,000 | |
| 佐渡市医療施設等設備整備費補助金交付要綱 | 地域の実情に即応した医療の確保及び充実を図るため、医療施設等の施設整備を行う市内の医療機関に対して補助金を交付する。 | 佐渡総合病院 | 27,500 | 医療対策課 |
| 佐渡市病院群輪番制病院運営事業補助金交付要綱 | 休日及び夜間ににおける入院治療を必要とする重症救急患者の受け入れ体制を確保するため、地域内の病院群が共同連携して輪番制方式により実施する事業に要する経費に対して補助金を交付する。 | 佐渡総合病院 両津病院 相川病院 | 34,668 | |
| 佐渡市地域医療連携推進事業補助金交付要綱 | 市内の医療機関等が適切な役割分担の下で、互いに連携して医療を提供する体制を推進し、市民に安心して受診できる医療体制を提供することを目的に、特定非営利活動法人佐渡地域医療連携推進協議会が行う事業に要する経費に対して補助金を交付する。 | (非)佐渡地域医療連携推進協議会 | 1,100 | |
| 佐渡市社会福祉協議会補助金交付要綱 | 社会福祉法人佐渡市社会福祉協議会が実施する事業の安定的な運営及び充実を図り、もって地域福祉の向上に資することを目的として、社会福祉協議会が行う事業に対し、補助金を交付する。 | (福)佐渡市社会福祉協議会 | 119,185 | 社会福祉課 |
| 佐渡市遺族会補助金交付要綱 | 戦没者遺族の福祉の向上を図るため、市内の遺族会が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。 | 両津遺族会、二宮遺族会、金沢遺族会、金井吉井遺族会、新穂地区遺族会、真野遺族会、畠野地区遺族会、松ヶ崎遺族会、羽茂遺族会、赤泊遺族会 | 255 | |
| 佐渡市障害福祉施設等整備事業費補助金交付要綱 | 障害福祉サービスの基盤整備を促進することを目的として、社会福祉法人等が行う法第5条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援及び同条第14項に規定する就労継続支援に係る通所施設の整備に要する経費の一部を補助する。 | 社会福祉法人等 | 0 | |
| 佐渡市通院費助成金交付要綱 | 市民の疾病治療を促進し、市民福祉の向上と経済的負担の軽減を図るため、市民が医療機関で通院医療を受けるための通院費の一部を通院者に補助する。 | 指定難病患者および人工透析患者 | 8,739 | |

令和3年度 補助金等交付一覧表(当初)

(単位:千円)

| 補助金等の名称 | 補助金等の概要 | 交付先 | 予算額 決算額 | 所管課 |
|----------------------------------|--|---|------------|--------|
| 佐渡市心身障害者及び精神障害者通所支援護所等通所費助成金交付要綱 | 障害福祉サービスを提供する事業所に通所する障害者に対し、通所に要した交通費の一部を補助することにより経済的負担を軽減し、障害者福祉の増進を図ることを目的に、補助金を交付する。 | 市内の心身障害者通所支援護所等に通所する者 | 7,334 | |
| 佐渡市障害者団体活動費補助金交付要綱 | 障害者及び障害児の福祉の増進を図るために、障害者等の自立及び社会参加を促進し、障害者等の福祉の向上を図ることを目的とする活動を行う障害者団体に対して、補助金を交付する。 | 障害者等の福祉の向上を図ることを目的とする活動を行う障害者団体 | 1,341 | |
| 佐渡市障害福祉サービス等及び障害児通所支援利用者負担助成要綱 | 障害福祉サービス等に係る利用者負担額及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する障害児通所支援に係る利用者負担額の一部を助成することにより、障害者及び障害児の保護者の費用負担の軽減を図り、健康保持及び地域生活継続のための支援を行うことを目的に、補助金を支給する。 | 障害福祉サービス又は障害者通所支援の支給又は利用の決定を受けた者 | 318 | |
| 佐渡市福祉タクシー利用料金助成事業実施要綱 | 重度心身障害者の経済的負担を軽減するとともに社会参加の意欲の向上及び福祉の増進を図ることを目的とし、重度心身障害者のタクシー利用について助成する。 | 身体障害者手帳1級・2級、下肢不自由・体幹不自由の障害程度1~3級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の受給者 | 8,400 | |
| 佐渡市軽・中等度難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱 | 言語の習得又はコミュニケーション能力の向上を促進し、もって福祉の増進を図るために、身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中等度難聴児の補聴器購入費の一部を助成する。 | 18歳未満の難聴児、所得制限あり | 224 | 社会福祉課 |
| 佐渡市身体障害者自動車運転免許取得費助成事業実施要綱 | 障害者が就労、求職、通院、通学又は通所に伴い自動車運転免許を取得する場合において、指定自動車教習所において教習を受けるために必要な経費を助成する。 | 身体障害者障害程度1級～4級、免許取得により就労等社会参加が見込まれる者 | 100 | |
| 佐渡市身体障害者用自動車改造費等助成事業実施要綱 | 身体障害者及び身体障害児の社会参加の促進を図ることを目的とし、身体障害者等の就労、通院等のために使用する自動車の改造又は介護用車両の購入に対し、経費の一部を助成する。 | 身体障害者が運転する自動車、介護者が運転し身体障害者を同乗させるための自動車の改造又は介護用車の購入者 | 530 | |
| 佐渡市精神障害者訪問看護交通費助成事業実施要綱 | 新潟県厚生農業協同組合連合会真野みずほ病院が実施する訪問看護を受ける者に対して、その利用に係る交通費の一部を助成することにより、利用者の費用負担の軽減を図り、健康保持及び地域生活継続のための支援を行うことを目的に補助金を交付する。 | 精神保健福祉手帳の交付を受けた者及び自立支援医療費の支給を受けている者 | 540 | |
| 佐渡市自発的活動支援事業実施要綱 | 地域生活支援事業として実施する、佐渡市自発的活動支援事業の実施に関し補助金を交付する。 | 佐渡市身体障がい者福祉協議会 | 80 | |
| 佐渡市延長保育事業補助金交付要綱 | 私立認可保育所等又は私立認定こども園における、保育必要量に応じて保育所等が定めた利用時間帯の前後における延長した保育の実施を円滑に推進するため、保育所等が行う延長保育事業について補助金を交付する。 | 私立認可保育所・私立認定こども園 | 3,255 | |
| 佐渡市保育園通園費補助金交付要綱 | 子育てしやすい環境を作るために認可保育園、へき地保育園及び認定こども園の通園の費用を補助することで、保育園に通園する児童の保護者負担の軽減を図るために、通園に要する経費に対し補助金を交付する。 | 認可保育園、へき地保育園及び認定こども園に通園する児童の保護者 | 1,880 | |
| 佐渡市特別保育事業補助金交付要綱 | 仕事等の社会的活動と子育て等の家庭生活との両立を容易にするとともに子育て負担感を緩和し、安心して子育てができる環境整備を総合的に推進することを目的として、私立認可保育所等又は私立認定こども園において特別保育事業を行うために要する経費に対して補助金を交付する。 | 私立認可保育所等又は私立認定こども園 | 44,838 | 子ども若者課 |
| 佐渡市地域子育て支援拠点事業・一時預かり事業補助金交付要綱 | 児童福祉の向上を図るために地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業を実施する市内の私立保育園等を設置している者に対し、その事業に要する経費について補助金を交付する。 | 支援拠点事業及び一時預かり事業を実施する市内の私立保育園等設置者 | 30,368 | |
| 佐渡市子どもがつなぐ地域の居場所づくり事業補助金交付要綱 | 子育て家庭の親子等に対して、休日等の子どもの遊び場所や親子のふれあいの場、親同士の情報交換の場等として活用できるよう、NPO団体等が自主的な取組みにより空き店舗等を改修してつどいの場を整備し、地域で支え合う活動をする子どもの居場所創設事業を実施するために要する経費に対し補助金を交付する。 | 地域で支え合う活動をする子どもの居場所創設事業を実施するNPO団体等 | 1,200 | |
| 佐渡市認可外保育所等保育料補助金交付要綱 | 認可外事業所保育施設(佐渡総合病院ひまわり保育園、佐和田病院託児所)について、認可保育所同様に保育園同時入所の第2子保育料を無料とし、兄姉が小学3年生までいる世帯の在園児保育料を無料とするため交付する。 | 認可外保育施設に通園する児童の保護者 | 1,800 | |

令和3年度 補助金等交付一覧表(当初)

(単位:千円)

| 補助金等の名称 | 補助金等の概要 | 交付先 | 予算額 決算額 | 所管課 |
|--|---|--|------------|--------|
| 佐渡市体調不良児対応型病児保育事業費補助金交付要綱 | 私立認可保育所等において、看護師等を配置することで、安心かつ安全な体制を確保し、児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合に緊急的な対応をする病児保育(体調不良時対応型)事業に要する経費について補助金を交付する。 | 私立認可保育所・私立認定こども園 | 4,472 | 子ども若者課 |
| 佐渡市保育対策総合支援事業費補助金交付要綱 | 多様な保育需要に対応するために、保育補助者雇用強化事業、保育環境改善事業、事故防止推進事業を実施する市内の私立保育所等の設置者に対してその事業に要する経費に対し補助金を交付する。 | 市内の私立保育所等の設置者 | 2,264 | |
| 佐渡市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱 | 昼間保護者のいない家庭の小学生を対象に適切な遊び及び生活の場を与える、児童の健全な育成を支援することを目的に放課後児童健全育成事業を実施する者に対し、その事業に要する経費について補助金を交付する。 | 放課後児童健全育成事業を実施する事業者 | 5,965 | |
| 佐渡市シルバー人材センター運営事業補助金交付要綱 | 高年齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るため、公益社団法人佐渡シルバー人材センターが行う事業に要する経費に対し補助金を交付する。 | 公益社団法人佐渡シルバー人材センター | 11,500 | |
| 佐渡市敬老事業補助金交付要綱 | 多年にわたり社会の進展に貢献した高齢者を敬愛し、その長寿を祝うために行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。 | 高齢者の長寿を祝うための事業を行う団体 | 1,622 | |
| 佐渡市地域包括ケア体制整備事業補助金交付要綱 | 高齢者が医療又は介護が必要になっても安心して住み慣れた地域で住み続けるために介護サービス事業所の整備をすることで、医療、介護、予防及び生活支援サービスが連携した要介護者への包括的な支援を行う地域包括ケア体制の整備を成すため、介護サービス事業所の整備に要する経費に対し補助金を交付する。 | 介護サービス事業所設置者 | 0 | |
| 佐渡市老人クラブ事業運営費補助金交付要綱 | 高齢期の生活を豊かにするために高齢者の自主的な組織を支援することで、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を促進するため、老人クラブが行う事業に要する経費に対し補助金を交付する。 | 市内老人クラブ | 3,195 | |
| 佐渡市老人クラブ連合会活動促進事業費補助金交付要綱 | 高齢者の生きがいのある生活づくりを促進するために市内の老人クラブを統括する佐渡市老人クラブ連合会の活動を支援し、市内の老人クラブの活動を活性化させるため、市老連が行う事業に要する経費に対し補助金を交付する。 | 佐渡市老人クラブ連合会 | 2,805 | |
| 佐渡市住宅改修支援事業費補助金交付要綱 | 高齢者が住み慣れた住宅で安心して生活を継続していくことができるよう、介護保険法に基づく住宅改修費支給申請書等に係る住宅改修が必要な理由書の作成業務を行う指定居宅介護支援事業所等に対して補助金を交付する。 | 住宅改修理由書作成事業所等 | 26 | 高齢福祉課 |
| 佐渡市高齢者及び障害者向け住宅整備助成事業費補助金交付要綱 | 高齢者又は障害者のいる世帯が住宅を高齢者等の身体状況に適したものに改造等を行う際に要する経費を補助することにより、高齢者等が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送り、介護者の負担を軽減することができる住環境の整備を促進するため、事業に要する経費に対し補助金を交付する。 | 要支援、要介護認定者又は障害者手帳1、2級の交付を受けている者又は療育手帳Aの交付を受けている者 | 2,982 | |
| 佐渡市佐渡地域医療連携ネットワーク利用料補助金交付要綱 | 病院、医科診療所、歯科診療所、薬局、介護施設等が同意を得た市民についての情報を共有し、安全で質の高い医療及び介護サービスを提供する体制を構築することを目的に、佐渡地域連携ネットワークシステムさどひまわりネットの加入促進を目指すため、さどひまわりネットの利用料に要する経費に対し、補助金を交付する。 | 介護施設等 | 60 | |
| 佐渡市地域介護・福祉空間整備等施設整備事業補助金交付要綱 | 高齢者が住み慣れた地域での生活を継続するため、国が定めた地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱により市が作成する先進的事業整備計画に基づく事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。 | 施設整備を行う事業者 | 0 | |
| 佐渡市介護基盤整備事業補助金交付要綱 | 高齢者単身世帯、高齢者夫婦のみの世帯、認知症高齢者等が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするために介護サービス提供体制の整備をすることで、在宅、施設サービスの整備の加速化・支援の拡充を成すために行う、介護施設等の整備に関する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。 | 施設整備を行う事業者 | 0 | |
| 佐渡市介護保険ボランティアポイント制度実施要綱 | 介護保険法に規定する地域支援事業における介護予防事業として、高齢者がボランティア活動を通じて地域貢献することを支援し、高齢者自身の社会参加活動を通じた生きがいづくり及び介護予防を推進することにより、生き生きとした地域社会を作ることを目的として、介護保険ボランティアポイント制度を設け補助金を交付する。 | 介護保険ボランティアポイント制度登録者 | 450 | |
| 佐渡市新型コロナウイルス感染症に対応する福祉事業従事者等宿泊費補助金交付要綱 | 新型コロナウイルス感染症対策に伴い市内の障害者施設及び高齢者施設等におけるサービス提供の維持を目的として、福祉施設の事業従事者が市内の宿泊施設に宿泊する場合において、当該宿泊に係る費用を支援する。 | 福祉施設 | 1,000 | |

令和3年度 補助金等交付一覧表(当初)

(単位:千円)

| 補助金等の名称 | 補助金等の概要 | 交付先 | 予算額 決算額 | 所管課 |
|-------------------------------|--|---|------------|-----------------------------------|
| 佐渡市医療・介護・福祉の人材育成及び確保事業補助金交付要綱 | 人材の育成及び確保並びに医療・介護・福祉の向上に寄与することを目的として、その資格取得及び就業支援のための費用に対して補助金を交付する。 | | 23,382 | 市民生活課 高齢福祉課 子ども若者課 社会福祉課 |
| 佐渡市使用済自動車等海上輸送に関する補助金交付要綱 | 使用済自動車の処理に係る最終所有者の負担軽減を図り、適正かつ円滑な引渡しを促進することを目的に、使用済自動車及び解体自動車を引き渡すために行う市外への海上輸送等に対して、経費の一部を補助する。 | 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づき引取業者、フロン類回収業者、解体業者及び破碎業者 | 4,054 | 環境対策課 |
| 佐渡市公衆浴場設備改善事業補助金交付要綱 | 公衆浴場を確保することで、地域住民の公衆衛生の向上及び増進を図るために、公衆浴場設備改善事業に要する経費に対して補助金を交付する。 | 公衆浴場事業者 | 2,638 | |
| 佐渡市集塵箱設置費補助金交付要綱 | 本市の生活環境の整備に資するため、市内のごみ集積場に設置する集塵箱に対し補助金を交付する。 | 市内の集落等 | 525 | |
| 佐渡市火葬場靈柩車運賃補助金交付要綱 | 靈柩運送に係る市民負担の軽減を図るため、喪主に対して補助金を交付する。 | 喪主 | 14,620 | |
| 佐渡市老朽危険廃屋対策支援事業補助金交付要綱 | 危険な空家の解体、撤去並びに処分を行う所有者等を支援することで、管理不全空家を減少させ、良好な景観を形成するため、市内の老朽危険廃屋の解体、撤去並びに処分に要する経費に対して補助金を交付する。 | 危険廃屋所有者 | 20,800 | |
| 佐渡市危険空家安全対策支援事業補助金交付要綱 | 管理不全な空家を防止・解消するために、危険な空家に対し必要な安全対策を行う所有者等の支援を行うことで、日常生活における市民の安全及び安心を確保するため、危険空家安全対策支援事業に要する経費に対して補助金を交付する。 | 管理不全空家所有者等 | 300 | |
| 佐渡市世界遺産登録推進活動費補助金交付要綱 | 佐渡のユネスコ世界文化遺産登録に向けた市民の意識醸成を図るために、世界遺産登録の推進に関する普及、啓発活動などを行う団体等に対して教育事業、広報及び宣伝活動の事業に対して補助する。 | 世界遺産登録に向けた活動を行う者で構成される団体等 | 3,000 | |
| 佐渡市町並み景観整備支援事業補助金交付要綱 | 佐渡の歴史的な町並み景観の保存と活用を目的に歴史的建造物の修復等に要する経費に対し、補助金を交付する。 | 歴史的建造物の修復及び活用を目的とする法人若しくは団体、又は個人 | 5,000 | 世界遺産推進課 |
| 佐渡市重要文化的景観整備事業補助金交付要綱 | 佐渡市の重要な文化的景観を保存するため、重要文化的景観の重要な構成要素の修理及び修景等工事に要する経費に対し補助金を交付する。 | 重要文化的景観の選定区域における物件の所有者及び管理者又は重要文化的景観の保存を目的とする非営利団体等 | 21,708 | |
| 佐渡市宿根木伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱 | 佐渡市宿根木地区歴史的景観条例の規定に基づき、宿根木地区の伝統的建造物群の保存及び他の景観を形成するため補助金を交付する。 | 伝統的建造物群保存地区内で事業を実施する者 | 6,267 | |
| 佐渡市文化財保護事業補助金交付要綱 | 市内における文化財の保護を図るために、文化財の保護に係る経費に対し、補助金を交付する。 | 文化財の所有者若しくは管理者又は管理団体 | 4,677 | |
| 佐渡市地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱 | 佐渡市地域おこし協力隊の隊員の定住促進を図るために、隊員として活動している、又は活動したことがある者たち、市内での起業等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。 | 佐渡市地域おこし協力隊の隊員として活動している、又は活動したことがある者 | 0 | 地域振興課 |
| 佐渡市元気な地域づくり支援事業補助金交付要綱 | 個性豊かで活力ある地域づくりを推進するため、地域活動団体等が提案する元気な地域づくり支援事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。 | 地域活動団体等 | 50,760 | |
| 佐渡市創業・中小企業支援融資助成事業助成金交付要綱 | 市内で創業又は第二創業を目指す者、六次産業化又は農商工連携に取り組もうとする者及び市内中小企業者で設備投資をする者がその目的で融資を受ける際、融資に対する負担軽減を図ることで事業拡大等を促進し、元気な産業の創出及び育成を目的するために、予算の範囲において補助金を交付する。 | 中小企業者等 | 3,500 | |

令和3年度 補助金等交付一覧表(当初)

(単位:千円)

| 補助金等の名称 | 補助金等の概要 | 交付先 | 予算額 決算額 | 所管課 |
|-------------------------|--|-----------------------------------|------------|---------|
| 佐渡市キャリアアップ支援事業補助金交付要綱 | 労働条件の改善及び収入の増加により、市民が安定した生活が送れるよう、市内の事業所に勤務している有期契約労働者又は無期契約労働者を正規雇用に転換する事業主に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。 | 雇用保険の適用事業所の事業主 | 11,550 | |
| 佐渡市商工会運営事業補助金交付要綱 | 本市における商工業の改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資することを目的に、小規模事業者の基盤の強化及び持続的な発展に寄与する市内の商工会が行う事業に必要な経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。 | 市内商工会 | 32,000 | |
| 佐渡市商店街街路灯等維持管理事業補助金交付要綱 | 商店街での市民の通行の安全性と快適性を確保し、夜間の商店街の利用を促進することで地域を活性化させるため、商工団体等が管理している商店街に設置されている街路灯及びアーケードに係る電気料に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。 | 両津夷本町商店街協同組合、相川天領通り商店街協同組合、羽田町町内会 | 177 | |
| 佐渡市中小企業人材力向上支援事業補助金交付要綱 | 技術の取得の機会が限られる離島において島外でも通用する技術を確保することで市内産業を活性化させるため、中小企業者が優秀な人材の育成及び確保を推進するために、研修会の開催又は資格取得に社員等を受講又は受験させるために要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。 | 中小企業者 | 4,000 | |
| 佐渡市地域商店魅力向上支援事業補助金交付要綱 | 廃業が進む商店街に新しい視点で魅力を向上させることで廃業を防止し、地域の活力を再生するために、既存の建物を利用して新規に開業する者や商店を営業しており、継続して営業する意思のある者が実施する店舗の内外装工事等に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。 | 新規に開業する者や既に商店を営業している者 | 3,800 | |
| 佐渡市地場産品販路開拓支援事業補助金交付要綱 | 島内産品を積極的に島外へPRすることで島内企業の活性化に資するため、また、積極的な都市部との産業間の連携を促進するため、市内に工場又は事業所を有する者で、製造業又は小売業を営んでいる者が新製品の情報発信又は販路開拓、同業種及び異業種との交流拡大、消費者等の情報確保を目的とした見本市や商談会、物産展への出展に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。 | 市内で製造業又は小売業を営んでいる者 | 4,000 | 地域振興課 |
| 佐渡市雇用機会拡充事業補助金交付要綱 | 特定有人国境離島地域である本市における持続的な居住が可能となる環境の整備を図ることを目的として、雇用増を伴う創業又は事業拡大を行う民間事業者等に対してその事業資金の一部について予算の範囲内において補助金を交付する。 | 雇用増を伴う創業又は事業拡大を行つ民間事業者等 | 420,000 | |
| 佐渡市コミュニティ助成事業補助金交付要綱 | 財団法人自治総合センターが宝くじの普及広報として実施するコミュニティ助成事業の対象として選定した自治会や町内会等に対し、地域コミュニティの振興を図ることを目的とした活動に要する設備及び自治会集会施設の建設等の経費に対し、補助金を交付する。 | 自治会等 | 5,000 | |
| 佐渡市緊急雇用安定助成金交付要綱 | 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、その雇用する労働者に対し一時的に休業等を実施した場合、当該休業等に係る手当の一部を予算の範囲内において助成する。 | 市内に事業所を有する法人又は市内に住所を有する個人事業者 | 1,000 | |
| 佐渡市雇用調整助成金申請費用補助金交付要綱 | 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、国の雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金の申請を社会保険労務士に依頼して行う際に生じる経費の一部を予算の範囲内において助成する。 | 市内に事業所を有する法人又は市内に住所を有する個人事業者 | 500 | |
| 佐渡市輸送コスト低廉化事業補助金交付要綱 | 農業振興及び地域社会維持のため、農林水産物の移出及びそれらの原材料等の移入に係る海上輸送費に要する経費に対して、補助金を交付する。 | 佐渡市地域社会維持推進協議会 | 132,000 | |
| 佐渡市移住・就業支援事業補助金交付要綱 | 東京23区在住者又は通勤者が市内へ移住し、中小企業等に就業した場合や起業した場合に補助金を交付する。 | 東京圏からの移住者 | 2,000 | |
| 佐渡市空き家改修費等補助事業補助金交付要綱 | 空き家の有効活用を図り、本市への定住を促進するため、空き家の改修及び不要物の撤去に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。 | 移住者、U・Iターン者 | 3,800 | 移住交流推進課 |
| 佐渡市若者移住家賃補助事業補助金交付要綱 | 本市への若者定住促進を図るため、定住した若者世帯が市内の民間賃貸住宅を借り上げた場合の家賃に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。 | 定住した若者世帯 | 2,009 | |

令和3年度 補助金等交付一覧表(当初)

(単位:千円)

| 補助金等の名称 | 補助金等の概要 | 交付先 | 予算額 決算額 | 所管課 |
|----------------------------|---|--|------------|-------|
| 佐渡市生活交通確保対策運行費補助金交付要綱 | 地域住民の交通手段を確保するため、バス路線の運行に要する経費に対し補助金を交付する。 | 新潟交通佐渡株 | 252,946 | 交通政策課 |
| 佐渡市二次交通支援事業補助金交付要綱 | 新型コロナウイルス感染症の影響により経営に支障が生じている交通事業者を支援するため、観光需要喚起に係る割引価格に必要な費用に対し補助金を交付する。 | 交通事業者 | 26,000 | |
| 佐渡市小木直江津航路利用促進支援事業補助金交付要綱 | 小木直江津航路の船舶変更に伴う輸送需要の変化に対応した利用促進を図るため、旅行業者等が行うバス、タクシー又はレンタカーを利用した旅行商品の造成に対し補助金を交付する。 | 旅行業者等 | 8,000 | |
| 佐渡市農地農業用施設整備事業補助金交付要綱 | 農業の総合的な振興を図るために、団体及び個人が行う基盤整備事業に要する経費に対し、補助金を交付する。 | 各農業者団体等 | 12,438 | |
| 佐渡市森林組合森林施業受託事業資金利子補給金交付要綱 | 新潟県森林組合森林施業受託事業資金利子補給金交付要綱(昭和55年5月31日付け林第676号新潟県農林水産部長通達)の規定による資金を借り受ける森林組合に対し、当該受託事業資金に係る利子補給金を交付する。 | 各森林組合 | 40 | 農林水産課 |
| 佐渡市漁業近代化資金利子補給金交付規則 | 新潟県漁業近代化資金利子補給金交付要綱第1条に規定する融資機関が、漁業者等に対して行う長期かつ低利の施設資金等の融通を円滑にし、その貸付資金に係る利子に対して、その一部を助成する。 | 新潟県信用漁業協同組合連合会 | 886 | |
| 佐渡市離島漁業再生支援交付金等交付要綱 | 水産関係地方公共団体交付金等実施要領により市が策定する佐渡市離島漁業集落活動促進計画に基づき、本市の認定を受けた漁業集落に対し、予算の範囲内で離島漁業再生支援交付金等を交付する。 | 各漁業集落等 | 141,546 | |
| 佐渡市水産業振興事業補助金交付要綱 | 水産業の発展と地域の活性化を図るために行う多様な取組を推進することで、水産業の振興並びに漁業所得の向上及び安定化を成すため、水産業振興事業に要する経費に対し補助金を交付する。 | 漁業者団体 | 7,898 | |
| 佐渡市土地改良区支援事業補助金交付要綱 | 佐渡市の農業の発展及び振興を図るため、土地改良区の組織基盤の強化及び効率的な運営体制を確立するために、土地改良区が行う基盤整備及び事業推進等に要する経費に対し補助金を交付する。 | 各土地改良区 | 28,442 | |
| 佐渡市農林水産業施設災害復旧事業補助金交付要綱 | 農林水産業に関連する施設の災害復旧を図るために、災害復旧に要する経費に対し補助金を交付する。 | 農林水産関連施設所有者 | 0 | |
| 佐渡市林業振興事業補助金交付要綱 | 佐渡市内の森林資源の利活用サイクルを活性化することによる森林環境の再生及び産業の活性化を図るため、林業振興に要する経費に対し補助金を交付する。 | 市内に住所を有する個人 市内に事業所を有する法人 林業者、林業団体等 | 32,450 | |
| 佐渡市海上輸送費支援事業補助金交付要綱 | 離島地域の振興を図るため、原木、その他の水産品、飲料、電気機械、農産加工品の移出及びそれらの原材料等の移入に係る海上輸送に要する経費に対して補助金を交付する。 | 佐渡市離島活性化協議会 | 28,240 | |
| 佐渡市新規漁業就業者支援事業補助金交付要綱 | 意欲ある新規漁業後継者を確保し、経営能力の高い漁業者に育成するため、漁業協同組合及び新規自営漁業者が要綱で定める事業を行う際に要する経費に対し、補助金を交付する。 | 漁業協同組合及び新規自営漁業者 | 8,730 | |

令和3年度 補助金等交付一覧表(当初)

(単位:千円)

| 補助金等の名称 | 補助金等の概要 | 交付先 | 予算額 決算額 | 所管課 |
|---------------------------------|--|------------|------------|-------|
| 佐渡市トキビオトープ整備事業補助金交付要綱 | トキの野生復帰に向けてトキの餌場の整備拡大を図るため、水田等をトキビオトープとして活用し、トキの餌となる生物の量を増大させるよう維持管理する事業を行う団体に対して補助金を交付する。 | 取組集落等 | 9,000 | |
| 佐渡市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱 | 効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を図るため、株式会社日本政策金融公庫資金を借り入れる農業者で、あらかじめ新潟県知事の承認を得たものに利子助成金を交付する。 | 佐渡農業協同組合 | 66 | |
| 佐渡市機構集積協力金交付要綱 | 国の機構集積協力金交付事業を活用し、地域の中心となる経営体の確保及び農地集積を推進することにより、農業の競争力・体質強化を図り、持続可能な農業を実現することを目的とする。 | 農地所有者、対象地域 | 13,650 | |
| 佐渡市畜産振興事業補助金交付要綱 | 佐渡市酪農・肉用牛生産近代化計画による、畜産振興及び地域産業の維持、畜産経営の収益性向上、地域の活性化を図るため、増頭、経営等の経済効果につながる畜産振興に要する経費に対し補助金を交付する。 | 農業者団体等 | 13,999 | |
| 佐渡市環境保全型農業直接支払交付金交付要綱 | 農業の持続的発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るため、農業者団体等が実施する自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進する事業に対して、補助金を交付する。 | 農業者団体等 | 12,040 | |
| 佐渡市佐渡米品質向上プロジェクト事業補助金交付要綱 | 佐渡米の品質向上、農家所得の向上及び地域の活性化を図るために、高品質米生産を目指した取組みに要する経費に対し補助金を交付する。 | 認定農業者等 | 8,215 | |
| 佐渡市平成27年台風被害等復旧支援資金保証料補助金交付要綱 | 平成27年8月に発生した台風15号により被害を受けた農業者が平成27年台風被害等復旧支援資金の融資を受けた場合に農業者の負担を軽減させるため、債務保証の対価として新潟県農業信用基金協会に支払うべき保証料の全部について補助金を交付する。 | 融資を受けた農業者 | 0 | |
| 佐渡市農業振興公社等運営事業補助金交付要綱 | 農家の高齢化や後継者不足などに対応するため、農業振興公社等が行う農作業の受委託、農地の保全管理、農業担い手の育成、特産加工品の開発普及に関する事業等に要する経費に対し補助金を交付する。 | 羽茂農業振興公社 | 13,500 | 農業政策課 |
| 佐渡市農林水産業総合振興事業補助金交付要綱 | 佐渡市における農林水産業の持続的発展を図り、地域として最大の所得を確保するために新潟県農林水産業総合振興事業補助金の交付を受けて、佐渡市における農林水産業の振興を促進するために農業者等が実施する事業に対して補助金を交付する。 | 農業者団体等 | 36,368 | |
| 佐渡市農業次世代人材投資資金交付要綱 | 経営の不安定な就農初期段階の青年就農者に対して、経営開始型の農業次世代人材投資資金を交付することにより、就農後の定着を図り、農政新時代に必要な人材力の強化を図る。 | 就農初期の青年就農者 | 35,750 | |
| 佐渡市集落営農・担い手支援事業補助金交付要綱 | 農業従事者の高齢化及び後継者不足などが課題となっている中、集落営農の推進や地域農業を支える農業経営体を確保し、地域農業の振興を図るために要する経費に対し補助金を交付する。 | 農業者団体等 | 6,200 | |
| 佐渡市多面的機能支払交付金交付要綱 | 地域の共同活動を支援し、農業の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、多面的機能支払交付金実施要綱、多面的機能支払交付金実施要領、新潟県多面的機能支払交付金実施要領及び実施要綱に基づき新潟県が定める多面的機能支払の実施に関する基本方針に定める農地維持支払交付金事業及び資源向上支払交付金事業を行う対象活動組織が要する経費に対し交付金を交付する。 | 取組集落等 | 286,580 | |
| 佐渡市中山間地域等直接支払交付金交付要綱 | 耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地等において、担い手の育成等による農業生産の維持を通じて、多面的機能を確保する観点から、中山間地域等直接支払交付金実施要領、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用を行うために要する経費に対し交付金を交付する。 | 取組集落等 | 793,602 | |
| 佐渡市平成30年異常気象被害等復旧支援資金保証料補助金交付要綱 | 平成30年の災害等により被害を受けた農業者が、平成30年災害等復旧支援資金の融資を受けて早期に災害等から復旧し、安定的に経営を持続できるよう、新潟県農業信用基金協会に支払う保証料相当額に対して補助金を交付する。 | 融資を受けた農業者 | 308 | |
| 佐渡市国際水準GAP認証等更新事業補助金交付要綱 | 農産物の高付加価値化及び海外販路等の拡大を図るため、国際水準GAP認証等の更新に要する費用を農業者に補助する。 | 農業者団体等 | 600 | |

令和3年度 補助金等交付一覧表(当初)

(単位:千円)

| 補助金等の名称 | 補助金等の概要 | 交付先 | 予算額 決算額 | 所管課 |
|----------------------------------|--|---------------------------------|------------|-------|
| 佐渡市強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金交付要綱 | 地域農業の担い手の育成・確保を図るため、担い手の発展の状況に応じて必要な、農業用機械・施設を導入する際に要する経費に対して補助金を交付する。 | 農業者団体等 | 4,800 | 農業政策課 |
| 佐渡市経営体発展総合支援事業補助金交付要綱 | 他産業と遜色ない所得が得られる農業経営体を確保育成するために新潟県経営体発展総合支援事業費補助金の交付を受けて、農業者団体等が実施する事業に対して補助金を交付する。 | 農業者団体等 | 15,639 | |
| 佐渡産パワーアップ事業補助金交付要綱 | 野菜や果樹の振興によるブランド化と、所得の向上や地域産業の促進のために、園芸振興に要する経費に対し補助金を交付する。 | 農業者、農業者の組織する団体、農業公社、農地所有適格法人 | 7,975 | |
| 佐渡市木造住宅耐震促進事業補助金交付要綱 | 木造住宅の耐震性能の確保を促進するため、耐震診断に要する経費に対して補助金を交付する。 | 個人 | 100 | 建設課 |
| 危険ブロック塀撤去等事業補助金交付要綱 | ブロック塀等の倒壊による事故を防ぐため、ブロック塀の撤去等に要する経費に対して補助金を交付する。 | 個人または団体 | 1,500 | |
| 佐渡市住宅リフォーム支援事業(新型コロナ対策)補助金交付要綱 | 住宅の質の向上及び地域経済の活性化を図ることを目的に、住宅のリフォーム工事に要した費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付する | 個人 | 80,000 | |
| 佐渡市浄化槽等設置に関する補助金交付要綱 | 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽又は変則浄化槽を設置する者に対し補助金を交付する。 | | 13,647 | 上下水道課 |
| 佐渡市単独処理浄化槽撤去に関する補助金交付要綱 | 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止と環境衛生の向上に資するため、既設の単独処理浄化槽を廃止し、合併処理浄化槽を設置する者に対し、単独処理浄化槽の撤去に係る経費の全部又は一部を補助する。 | | 990 | |
| 佐渡市浄化槽等設置に係る宅内配管工事に関する補助金交付要綱 | 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止と環境衛生の向上に資するため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換する宅内配管工事費の全部又は一部を補助する。 | | 3,300 | |
| 佐渡市自家用污水ポンプ設備等設置に関する補助金交付要綱 | 下水道水洗化の普及・促進を図るために、下水道法の処理区域内において既存建物の汚水を公共下水道へ自然落下により直接排除することが困難であるため自家用污水ポンプ設備を設置する者に対し補助金を交付する。 | | 1,000 | 教育総務課 |
| 佐渡市立幼稚園及び小・中学校記念事業補助金交付要綱 | 佐渡市立幼稚園及び小・中学校における各種記念事業の実施を支援するため、当該事業を行う地域団体に対し補助金を交付する。 | 佐渡市立幼稚園及び小・中学校における各種記念事業を行う地域団体 | 0 | |
| 佐渡市立学校等遠距離通学児童生徒通学支援及び通学費補助金交付要綱 | 佐渡市立小学校及び中学校の児童生徒、新潟県立佐渡中等教育学校前期生のうち、遠距離から通学する者を支援し、及び児童等の保護者に対して通学費を補助する。 | 遠距離通学児童生徒の保護者 | 1,493 | |
| 佐渡ことば・こころの教室親の会支援事業補助金交付要綱 | 佐渡ことば・こころの教室に通う児童等のよりよい成長を推進するため、児童等の保護者で組織する佐渡ことば・こころの教室親の会が行う事業に要する経費に対して、補助金を交付する。 | 佐渡ことば・こころの教室親の会 | 13 | 学校教育課 |
| 佐渡市立学校の児童及び生徒の文化及び体育活動費補助金交付要綱 | 市内小・中学校の児童及び生徒の教養及び体育の向上を図るために、文化及び体育大会に出場するための経費に対し補助金を交付する。 | 文化及び体育大会に参加する児童及び生徒の保護者、外部指導者 | 9,453 | |
| 佐渡市学校米飯等給食費補助金交付要綱 | 学校給食における地産地消及び食育を推進するため、佐渡産米及び佐渡産米粉を使用したパンを提供するために必要な経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。 | 児童及び生徒の保護者 | 3,489 | |

令和3年度 補助金等交付一覧表(当初)

(単位:千円)

| 補助金等の名称 | 補助金等の概要 | 交付先 | 予算額 決算額 | 所管課 |
|----------------------------|--|---|------------|-------|
| 佐渡市立学校等人材育成事業補助金交付要綱 | 佐渡市立小・中学校、市内の新潟県立高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に通う学校の児童及び生徒が、市内の人材、企業及び研究機関並びに学校の伝統など地域性を活かしたネットワークを構築する教育活動を展開することにより、児童及び生徒のキャリア発達を促進するとともに、本市の将来を担い、地域社会の発展に貢献する児童及び生徒の育成を目的とした事業に参加又は調査、研究を行うために必要な経費に対し補助金を交付する。 | 学校の児童及び生徒が参加する団体で、市長が適当と認める者 | 849 | 学校教育課 |
| 佐渡市特別支援学校児童生徒就学援助補助金交付要綱 | 特別支援学校の就学に係る経費の負担軽減を図ることを目的に、特別支援学校に在学している児童生徒を扶養している者(保護者)に補助金を交付する。 | 特別支援学校に在学している児童生徒を扶養している者(保護者) | 1,650 | |
| 一般財団法人佐渡市スポーツ協会運営費補助金交付要綱 | スポーツ基本法に基づき、本市のスポーツ推進を図るために、一般財団法人佐渡市スポーツ協会の運営に要する経費に対し、補助金を交付する。 | (一財)佐渡市スポーツ協会 | 26,734 | |
| 佐渡市スポーツ少年団補助金交付要綱 | 青少年の健全育成を図るため、佐渡市スポーツ少年団が行うスポーツ活動に対し、補助金を交付する。 | 佐渡市スポーツ少年団 | 536 | |
| 佐渡市伝統芸能継承事業補助金交付要綱 | 長い年月の間に守り伝えられてきた郷土の伝統芸能を継承・発展させることを目的として、市内の団体が行う計画的・継続的に伝統芸能を知る・見る・触れる機会を提供する活動に対し補助金を交付する。 | 市内に活動の本拠を有する文化団体、各種団体及び補助事業を実施するために組織された実行委員会 | 100 | |
| 一般財団法人佐渡文化財団運営費補助金交付要綱 | 文化の発展及び生き生きとした地域住民の暮らしの実現のため、一般財団法人佐渡文化財団が事業を進めていくために必要な経費に対して補助金を交付する。 | (一財)佐渡文化財団 | 17,624 | |
| 佐渡市女性団体活動事業補助金交付要綱 | 女性団体の自立と活動の活性化を図り、男女共同参画社会形成のため、女性団体が行う公益的な活動に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。 | 佐渡市連合婦人会 佐渡市女性団体連絡協議会 | 1,080 | |
| 佐渡市青少年育成事業補助金交付要綱 | 地域社会において市の青少年の育成のため活動する団体が、青少年の健全な育成を推進するため、青少年育成事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。 | 地区子ども会 地区青少年健全育成協議会 | 2,525 | |
| 佐渡市小中学校PTA連合会活動事業補助金交付要綱 | 小中学校PTA連合会の円滑な活動の支援を図るために、小中学校PTA連合会の活動に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。 | 佐渡市小中学校PTA連合会 | 100 | |
| 佐渡市地域公民館分館活動事業補助金交付要綱 | 地域公民館分館の円滑な活動の支援を図るために、各地区公民館分館の活動に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。 | 地区公民館分館 | 6,642 | |
| 佐渡市ジュニアスポーツクラブ遠征費補助金交付要綱 | ジュニアスポーツ活動の意識の高揚と競技力向上を図るため、島外遠征の経費の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。 | 佐渡市ジュニアスポーツクラブに登録している団体 | 2,000 | |
| 佐渡市ジュニアスポーツ指導者等資格取得補助金交付要綱 | 本市のスポーツ指導者を発掘・育成し、ジュニア層のスポーツ活動環境の向上を図るために、技術の取得の機会が限られる離島において島外でも通用する資格を取得し、優秀な人材の育成及び確保を推進するために資格取得に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。 | 地域のジュニアスポーツの指導を行う者 | 3,000 | |